

SOSサポートニュース

かきん

オンラインゲームに課金したら、

だれ ほん 誰が払うの？



【相談事例】

- ① スマホの機種変更をしたら課金制限がなくなっていたので、ゲームの課金を次々にしてしまっただ。高額な携帯電話料金を、親が請求されている。(10代男性)
- ② 親のクレジットカードを使ってゲームのアイテムを1個購入したが、何も言われなかったので何度もアイテムを買ってしまった。最近になって親がカード明細を見て気づき、叱られた。(10代女性)

◆その場でお金を払わずにゲームのアイテムの購入や課金ができても、代金は必ず携帯電話の契約者や、クレジットカードの名義人に請求されます。



【保護者へのアドバイス】

- スマホやゲーム機を新しく購入したら、保護者が子どものアカウントを管理し、課金やダウンロード制限などが可能な「ペアレンタルコントロール」の設定をしましょう。
- クレジットカードを子どもが使用した場合、保護者のカード管理責任が問われます。カードの管理には十分注意し、利用明細はこまめにチェックしましょう。
- 未成年者が保護者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができますが、未成年者が課金したと証明することが難しく、ゲーム会社等との話し合いが必要です。

◆わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん